

市民意見聴取会での意見の概要と市議会の対応

東部市民センター 4月11日(水)

出席者意見 第9条自発的な自主防災活動支援の規定は必要と思う。現在自主防災活動を立ち上げようとしているが、組織の編成、資機材の購入、若い人や主婦層の参加など問題が山積しており、このような規定は必要と思う。

委員会对応 条文に載せていくことによって市と地域とが連携をして、それぞれの地域に合った活動が進められる法的根拠になっていくのではと考えている。自主防災組織への支援については、第21条で防災リーダーやボランティアコーディネーターの活動についての養成や支援に努めることを、載せている。

出席者意見 自主防災活動支援、ボランティア活動の推進などには、学校での教育が重要と思うので、市の働きかけについて何らかの考えを盛り込んだらどうか。

委員会对応 第11条で、防災に対する学校教育の充実という項目を挙げている。現在も学校では、概ね年3回の防災訓練を行うと共に、PTAや親父の会といった組織と連携して独自の防災教育を行っている。

出席者意見 藤川には、国道1号線、名鉄電車が通っているが、これらの利用者で帰宅困難者となったときの食料、トイレ、必要物資の備蓄などができるよう条例の趣旨を整備してほしい。

委員会对応 現在藤川では、道の駅を作っているところだが、災害時には大変貴重な拠点となる。

出席者意見 防災リーダー、婦人自主防災クラブなどの活動は持続が困難である。この活動が続くように防災リーダー等のつながりが続けられるような内容を取り入れてほしい。

委員会对応 防災ボランティアの知識や技術、経験を持った方たちに市がどういった支援ができているのか、具体的内容について市に伝えていく。

出席者意見 避難所には食料・毛布以外にダンボール、断熱材、筆記具など準備が必要である。それらの備蓄ができるように条例趣旨を考えてほしい。

委員会对応 行政に対する具体的防災対策として、市に対し伝える。

ぬかた会館 4月12日(木)

出席者意見 第4・5・6条で、努力規定になっているが、責務であるから「しなければならない」としたほうがよいのではないか。

委員会对応 市民及び事業者の項目については責務ではあるが、努力規定になっている。市や議会で法的に義務付けされているものは「しなければならない」としている。再度全体に精査したい。

出席者意見 現在の地域防災計画には、条例案にあるような基本理念や流れといったものはうたわれてないのか。

委員会对応 地域防災計画自体はかなり具体的にそれぞれの施策を総合的に入れており、計画の目的といったものも掲げてある。これは、災害時の第1次的責務者である行政の施策として作られている計画である。市民がどういう準備をしておくべきか、どういう心積もりをしたらいいのかという部分はあまり述べられていないので、その部分を補完する位置付けで本条例を策定している。

出席者意見 議会の責務の項目に被災状況の把握並びに情報の発信という項があるが、被災状況の把握は当然行政として行い発信もすると思う。議会というか議員がその情報を収集するというのは二重の構造になってしまいかねないと危惧する。議員が情報収集に走り、緊急の時に本来の職員の仕事の障害になるようなことを心配する。情報発信は行政に任せるべきでは。

委員会对応 災害が実際に起きたときに議員としては、ほとんど無力だという議論をしたところである。これは平成20年8月末豪雨などでも地域でどういった被害が起こっているのか非常に分かりづらく、情報が市の方も取れていないというようなことがあり、地域にいる議員がある程度個々の皆さんの状況を把握し、それを市に伝えることができれば多少でも力になるのではないかとここに載せている。災害発生時はほとんど議員も無力であると思うが、市民という立場も合わせて少しでも災害における被害の軽減に努めていきたいという思いである。

出席者意見 市の責務のところで色々書いてあるが、今現在やっていることじゃないかと思う。改めてここに載せたことは、どう理解すべきか。

委員会对応 地域防災計画では、市の責務に載せてある内容が入っているが、法律としては市が持っていない状態である。条文の中に入れ条例として定めることにより、必ずやらなくてはならないという法的根拠を作っていくという意味で載せている。また、災害対策というのは一度計画したらそれを守っていけばいいというものではなく、刻々と変化する状況に対応していかなければならないため、すでにやっていることであっても常に継続的に見守っていくことが大切であるといった思いで、文章を入れている。

出席者意見 議会が作る条例であるが、行うのは行政側である。行政に対し意見を合わせてあるのか。

委員会对応 やれる・やれないよりも、やらなければならないということが議会からの立場である。行政側については、担当課である防災危機管理課や消防など直接関係する部署と事前に条文を作る段階で話をしている。さまざまな部署と関わるので、市民意見聴取会と同時進行でこの素案を議会から市長宛に提出をして、各担当課で確認を進めている。

出席者意見 第 11 条、12 条の防災に関する教育や防災訓練とあるが、その時に各学区ではなく小規模な地区で防災訓練を行う時に、起震車の貸し出しが自由にできるなど、協力はしてもらえるのか。

委員会对応 実際に協力はしてもらえる。また、第 9 条に「市は市民および事業者が地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動を推進するために積極的に支援および協力を行わなければならない」という項目を入れ、学区などではなく自発的に行いたいといったことに関しても、市が協力しなければならないと、条文に入れている。

出席者意見 防災に関する教育や防災訓練を行うように言われても、具体的に実施することはなかなか出来ないのではないのか。

委員会对応 この条文だけでは、市民の方々が具体的に何をやったらいいのかが分かりづらいことは理解している。条例を最終的に策定した折には、もう少し具体的に詳しい内容で、イラストなども入れて一目で分かる説明書のようなパンフレットを作成する。

出席者意見 額田地域は非常に道路等も限定されており、土砂災害等が起こるとアクセスが困難になる恐れが高い。予防対策の中で道路の整備、非常時の迂回路確保といった観点を入れるなど、全般的な地域のエリアを考えた予防対策というようなものを入れほしい。

委員会对応 額田地域では避難勧告や、土砂災害の警報が発令されることがあり、非常に心配される。中越地震等では山間部でかなり孤立したところが出たことから、土砂災害等で孤立する危険性を深く認識している。文言的には応急対策の第 18 条避難のところで避難場所の確保や非難経路の確認といった部分を入れてある。具体的には地域防災計画等と連携を図って避難経路の確保等をしていかなければならない。実際にどこが危ないか、どこに迂回路が必要かということは皆さんが実際に防災訓練などを行い明確化してくるため、自主的な活動と市の施策というものがうまくリンクしていくような、動機付けになればと思う。

出席者意見 応急復旧措置の中の 3 番目で、医療、建築等専門のところの医療について、特に大震災になったときはかなりのけが人が出るが、ここでは「医療部門に対して積極的に協力するよう努めるものとする」と、お願いするような形になっているが、もっと条例で医療機関が大きく協力するようにできないか。

委員会对応 民間の医療機関もしくはお医者さんといった方を対象にした部分であるため、

努力義務的な文章になっている。実際に災害が発生したときは協力してもらわないと困るのが実際である。こういったものが協定という形で事前に結ばれている。全てがまだ網羅されているわけではないが、医療については医療品の備蓄の協定が一部結ばれている。医療救急救護所の開設等も計画の中で示され、具体的に岡崎医師会等と協定を結んでいる。

出席者意見 災害ボランティア活動を行っているが、避難所によっては、職員だけでなく避難されている方も物資のさばきなどを上手に行っていた。こういったことも取り入れるといい。

委員会对応 災害リーダーやボランティアコーディネーターとなる方たちをどう養成していくかということが大きな課題になる。市としても年に1回災害リーダーやボランティアコーディネーターの養成のための訓練、講習を行っているが、そういったコーディネーターの養成等も進めていくよう市にも伝えたい。行政だけでなく地元の方々の積極的な参加も必要である。

出席者意見 額田は千万町小学校、鳥川小学校、大雨河小学校が廃校になって建物がある。こういったところを備蓄倉庫代わりには使えないか。

委員会对応 有効活用は、地元の方が進めていると思うが、そういった所に防災といったキーワードを入れて、本当に地域のために役立つ場所という形で活用するとよいと思う。(実際に行政として活用している。)

大平市民センター 4月17日(火)

出席者意見 災害が起きた場合に避難所である学校まで本当に行くことが出来るのか。

委員会对応 実際の災害によってはその小学校に行けない、行く途中に危険な箇所があるということも考えられます。防災マップ等各町で作られる中で、ちょっとした広場や公園等に近隣避難所というのを作ったりして、そういった対応を町内で行う。まさに市民の責務であるが、単に市から「ここが一次避難所ですよ」と言われたからここに避難ということではなく、災害に対して危険地域の確認、非難の経路や場所といったもの、一人ひとりが確認をしていくということを記載している。市の指定したところだけじゃないことを頭の中に入れておいていただきたい想いが入っている。

出席者意見 町籍簿を作成するに当たり、避難する場合の身体障がい者の問題がある。個人情報をもっと総代のほうにもらえれば、災害が起きた場合には組長経由で誰が助けるのか決められる。町役だけでは助けられない。

委員会对応 災害時要援護者も予防の第10条に条項として挙げているが、市としても災害時要援護者支援制度というものを作っており、災害時の要援護者、高齢者の方や障がい者の方などに予め登録していただき、総代会長を経由して地域の総代等にその方のお名前等を、通常封筒等に入れたりしてお渡ししているのかなと思うが、いざというときにはそういった方たちをできるだけ町内の方で助けていただきたい。これがまさに共助の仕組みです。この制度も岡崎市としてもまだ始めて4、5年くらいです。実際の大きな災害があって機能しているわけではないので、実際の避難訓練など町内、学区等で行うときに要援護者の方をどうするのかというのを実際の訓練の中で考えていただいたりすると非常にありがたい。制度があるだけでは使えないので、基本条例にも載せ、皆さんの意識を高めて欲しいという想いがある。具体的にはケースバイケースになってくるが、そういう制度などもある。そういう方たちをどうするかというのは地域の大きな課題だと思うが、明確な解決策がなかなかないが、予防対策等であるように自主活動とか防災教育等を通じて少しでも地域のコミュニティーというものや絆といったものが結ばれていくことが大切である。

出席者意見 家から一番近い養護学校が一番設備が整っていて、新しいにも関わらず避難場所になっていないのはどうしてか。

委員会对応 岡崎市は、小学校等が一次避難所となっている。近隣には養護学校や高校、大学なども含め県等の施設もある。そういったところが避難所として使えないのかということであるが、これ自体は県との調整になってくるが、市立の小学校は市で指定して避難所にできるが、県の場合は市と県と協定を結んで避難所として使用するという形をとっていく必要がでてくる。県立の高校で避難所として岡崎西高校が1校指定協定をしている。また、岡崎北高校も調整をしているという話である。市以外の県や国などの施設等に対して岡崎市として協定を結びたいというときのためにも条例として作りたい。

出席者意見 市として情報をどのように伝達するか、市民全体に行きわたる情報をどう考えているか。こういう項目を追加して入れていただきたい。

委員会对応 市もしくは消防も含め、情報を提供するいろいろな手法や用意をしているが、市民一人ひとりに確実に伝えるというのは困難であり、総代からの連絡なども必要になってくるので、防災情報の入手は市民の皆様方、地域の方たち自身も積極的に努めていただきたい。市の伝達方法として、FMおかざき、ミクス、携帯電話のエリアメールや防災くんなどの情報。ホームページで常に情報提供もしているが、必ずしも全ての人にとというのは難しい。

情報収集及び提供という部分は予防対策の第8条に挙げており、予防対策の一番上に持ってきた理由と言うのも、災害時には情報の伝達、提供および収集が一番重要なのかなという思いがあり、予防対策の一番上の8条にこの情報の収集および提供という形でつけさせていただいています。

出席者意見 自分で蓄電のできる装置がある。やり方や方法さえきちんと市が対応すれば、相当な方の命が守れるということを申したい。

委員会对応 災害対策について刻々と進んできているのが現状である。そういう思いもあり、2条の基本理念の継続的な災害対策ということも入れてある。一度作ったらこれでいいというものではないと理解している。議会の責務第7条のところにも市への災害対策の助言及び提言ということに関して調査研究といったことも入れている。

出席者意見 過去の水害についてどこかところどころに目印をつけ、日頃から認識するようにしてもらうように条例の中に入れてもらえるとありがたい。

委員会对応 第8条2項について過去の災害事例の検証は、非常に重要なとこだと意識している。市に対しても提言をしていきたいと思っている。市民においても責務にあるように、災害に対する教訓の伝承や後世への継承といったことが大切になる。

出席者意見 第10条の1と2に災害時要援護者の配慮した対策に努めるものとするところがあるが、障がい者も支援だけでなく一緒に訓練の実施などしたい気持ちがある。

委員会对応 地域の皆さん方で防災訓練をするときに、災害時要援護者の方も含めて実践的な訓練をすることで、地域の皆さんも理解することができる。

(第10条2項に協力のもととしている。)

岩津市民センター 4月18日(水)

出席者意見 非常持ち出しについて、各組や町でお互いにチェックする機関や場を設けることで、それぞれの家が準備をするようになるのではないかと。また、家族間の連絡等についても提出の義務はないが、お互いに書いて示し合うということが大事ではないかと。

委員会对応 条文になると具体的な物品名等を列挙したりするのは難しい。条文だけでなくそれを実際に活用していただきやすい説明パンフレットの的なものも作りたいと思っている。

出席者意見 地域防災計画とこの条例は、上下関係で言ったらどっちが上なのか。上のほうに従って下のものを見直さなければいけないと思う。

委員会对応 防災基本条例と地域防災計画がリンクした形で動いているのが現状である。上下関係という点でいくと防災基本条例は法律という形になり、地域防災計画は計画です。施策となり、上下関係というよりも法律とそれに伴う施策の内容という形でご理解いただきたい。

出席者意見 町内会、自主防災組織など、今ある組織を有効に、それを活性化させていくこともこの条例の中に反映していただきたい。

委員会对応 具体的な名称は入れてないが、今ある組織をもっと有効に支援することで災害に強いまちづくりが進められる。第9条予防で、自主防災活動の推進といった項目を掲げ、21条で同じように自主防災組織への支援といったものを入れている。9条は災害が起こる前の支援、21条は実際に災害が起こったときのボランティア活動等をどう支援して市民の皆さんが協力支援をしていくかということを決めている。

出席者意見 基本条例なので具体的なことはでてこないが、何々しなければならぬということが書かれているということは、具体的なものを入れこんだ計画を作ってそれを実施、フォローするという形になっていかなければならないと思う。どうやっていくのかイメージだけでも教えてほしい。

委員会对応 ご指摘の避難所の備蓄品などの整備はどうなっているのかと思うが、市の第1次避難所として小中学校が指定されており、各小学校に備蓄倉庫を整備している。平成24年度5つの小学校に備蓄倉庫を整備すると、全小学校に災害時の備蓄倉庫が整備され、小学校の避難所には何らかの災害時の備蓄物品が整備し置いてあるという状況になる。整備内容について現在全部で12万8710食が整備してある。地域防災計画もまた、新たな想定で見直しがなされていきます。その時には備蓄物品の数や内容を含めて改めていかなければならない。そういったときに基本条例として避難物品等についての条項がある。

出席者意見 大地震に対して岡崎市の住居はいかほどの物件が倒れることを事前に調査して対策しているのか。

委員会对応 東海地震が発生した場合に震度6弱くらいであると、概ね200戸くらい全壊する建物があり、半倒壊の部分がある家屋が420戸くらいと想定している。東南海地震と連動すると震度6強が一部入る想定や、新聞の発表で一部7とも出ているが、現時点で地域防災計画では6強が一部のところで起こるということで、建物被害は全壊が960戸、一部損壊半壊程度が3620戸くらいを想定している。火災においても20棟くらいの消失が想定されている。

出席者意見 避難対策の18条ですが、ここで勧告、指示があるが、命令というような文言は必要ないでしょうか。

委員会对応 市から避難に関する情報というのが3つになっている。避難準備が1つ、避難勧告、避難指示と3つに分かれています。避難準備は避難開始の案内という意味合いでご理解いただきたい。避難勧告は人的被害が発生する可能性が高まってきたということで、避難指示の場合は人的被害の発生する危険性が非常に高い、もしくは発生しているという状態ですので、この指示はほぼ命令に近いぐらいの気持ちで避難をしていただきたい。

矢作市民センター 4月19日(木)

出席者意見 第6条の10、市が管理する云々とあるが、この中に河川はないのか。具体的に矢作川の管轄として市は全然関与しないということか。

委員会对応 市の責務の1番の部分の「水防活動等」で風水害対策を地域防災計画で定めているが、内容に沿って風水害対策の施策を行っていくので、当然市が管理するもしくは矢作川も含め河川の災害対策というのは市の責務の中で捉えている。

出席者意見 条例の規制範囲とその効力について、また予算措置はこの条例に盛り込まれているのか概略をお聞きしたい。

委員会对応 市民及び事業者・市という置き方をしており、市民とは岡崎市に住民票がある方はもちろん、岡崎市に働いている方や生活の営みがある方である。また、災害時要援護者の対象としてこの条例においては外国人や旅行者も含む考えになっている。事業者においても同様で岡崎市内で事業を営む方という位置付けである。効力という意味では、特に罰則規定を伴う条例ではないので、これを守らずに罰則があるということではない。この条例は理念条例という形になるので、この条例によってなにか新しい業務が発生するとか、予算が措置されるというようなことはない。

出席者意見 地域防災計画に反映するとだけしか書いてないので、もっとはっきりと定義したほうがよい。

委員会对応 地域防災計画は、岡崎市の条例で定めて作っているものではなく、国の災害対策基本法に基づいて作られている。岡崎市だけではなくすべての市町で防災のために処理すべき業務などを具体的に定めている。よって本条例でこの地域防災計画が何かと定められないという間柄になっている。地域防災計画は災害対策基本法に基づいた計画、施策の部分になる。防災基本条例は、条例であり、法律になる。法と施策となるので、どちらが上というのではなく、それぞれ岡崎市の中で補完し合うものとなる。

出席者意見 条例を作らなくても、防災基本計画に従って色んな施策を行ってきたという理解でいいのか。

委員会对応 市が行うべき施策というのは今までも基本条例がないときからも行われてきた。これからは市民の皆さんも一定の役割を担っていくことによって減災というものが実現するのではないかと思い基本条例を策定している。

出席者意見 第8条の2の過去の災害時の検証に、ぜひ伊勢湾台風も入れてほしい。

委員会对応 東日本大震災においても過去の災害、被災した時の検証がきちっとしていたところとそうでないところがかかなり大きな被害の差が出ていたというのが明らかになっている。この条文に書いてあるとおり市に対しても過去のさまざまな災害に対してそれをしっかり検証した上での災害対策を整えるように我々もしっかりチェックをしたい。

出席者意見 条例で企業や高層のマンションといった所にどの程度協力してもらえるのか。何らかの具体的な提案などはできるものなのか。

委員会对応 条例において第5条の事業者の責務の部分で災害時における周辺市民の安全の確保とあり、従業員のみならずというような書き方もしている。また事業者として必要な食料・物資の備蓄も定め、外部の一般市民の避難も受け入れてもらえるようなことを少しでも進めたいという思いがある。市も現在60を超える各事業者団体との協定を結んでいる。

出席者意見 条例として具体的な細かいことまでは盛り込めないが、これで終わってしまうのか。あるいはこれを調整するようなものが更に出るのか。また条例は、一般市民にとつきにくい。もう少し分かりやすい概要などでアピールしやすいような、市民が見て対策を考えられるようなものをここから発展して出していただければありがたい。

委員会对応 本条例は、災害対策等の根本になる基本条例ということで具体的な部分あまり書き込めない。基本条例が出来てこれに伴う各種制度等ができるかどうかは申し上げることはできない。市民の皆さまに身近に感じてもらえるように、条文に合わせて説明というか、具体的なものを例示したり、イラストを入れたりしてイメージで分かりやすい説明用のものを作りたい。

六ツ美市民センター 4月24日(火)

出席者意見 素案を前もってもらわないと、内容が分からないので答えられない。

委員会对応 今回がスタートと考えており、今後パブリックコメントなどでもご意見を伺っていく。

出席者意見 地層や地盤の状況は、市民では入手しにくい。市レベルでそういうような町ごとの液状化現象が起きやすい場所など、そういう地域を指定してそれに合った指導をしていただくと町の中でも非常に対応しやすい。

委員会对応 防災マップというものを岡崎市では作っており、平成21年に作り皆さま各戸にお配りさせていただいたと思うが、こちらの地図にさまざまな注意箇所等が記載されている。また、今までは9月に乙川の河川敷で一斉に行っていた防災訓練を22年度から地域ごとで行うようになり、地域や学区単位で防災訓練を行うことで、市と市民の皆さんが一緒になり、その地域に合った訓練を行っている。

出席者意見 これは私達総代が町内で徹底するのか。第何条などと言われてもさっぱり分からない。

委員会对応 法律文というのは非常に分かりにくく、読んだだけでは何が書いてあるのかよく判らないです。今回お配りしたカラー刷りの概要パンフレットのように条文の説明用のパンフレットとして、もうちょっと詳しく載せていこうと思う。ぱっと目で見て判る絵などを入れて、ただ条文の羅列のものではない判りやすいものを作りたいと思っていますので、町内の皆さまにはそういったパンフレットを元に御説明いただくと大変ありがたい。

出席者意見 消防署と市との連携がわかりにくい。地域の防災訓練をやるから、消防署へ直接の訓練の内容は薄いものになってしまうのか。

委員会对応 この条例により、たとえば、地元地域でこういった活動をしたいとか、こういった訓練をやりたいといったことに対して、市がそれを支援していくといった法的根拠になり、今までよりはその辺が強くなるようになる。たとえば我々議員の立場であってもちゃんとやるべきだということを消防署に対していうことができる。

出席者意見 行動判断ができ、リーダーシップが発揮できる人が必要になる。被災地へ行った人など、学区の中で具体的に実施できるような人の養成が必要と思う。

委員会对応 地域の皆さんそれぞれが助け合うことで、東日本大震災だけでなく阪神大震災でも救出された人がおみえでありました。いかに地域ごとに防災に対する意識や専門的知識などの技術を身につけている方がいるかということが大きな問題になってくる。この条文においても、6条市の責務に自主防災組織の育成、21条で自主防災組織への支援といったところで防災リーダーやボランティアコーディネータの要請等について定められている。

出席者意見 この市民意見聴取会は議員の特別委員会の中の意見聴取会、行政の方の意見聴取会というのではないのか。9月に上程するというということだが、行政側の条例の制定ということではないのか。議員立法でたとえば5年などの制限の条例なのか、よく分からないので説明してほしい。

委員会对応 今までこういった意見聴取会は行われていない。議会としても初めての試みである。議員立法で防災基本条例を策定するにあたり、通常条例は行政側が条例案を出して議会に上程し、それを議員が審議して議決するという形になるが、その間に市民の皆さんの意見を聞くということがあまりなく、条例が定められていくというのが現状である。今回は議会から議員立法で行うので、皆さまに広く意見を求めていくことから始めていくという思いで意見聴取会を開催した。各関係機関とも調整をおこなっていくが、まず市民の皆様の意見が一番大切なものという思いからこの意見聴取会を開催した。

出席者意見 南部地区で河川の改修をやっているが、確かに川幅は広がっているが、川底はどれだけ上がっているか。川底が上がっていたらなんともならないと思う。

委員会对応 御意見を関係部署の方へちゃんと言っておきます。

出席者意見 現在占部川の改修をしているが、非常に狭いのでどうしても溢れてしまう。市南部の都市開発が今盛んに進められている。開発されてその水が全部砂川に流れてくる。砂川、占部川、広田川を改修して広くなっているが、そこら辺を十分検討してほしい。

委員会对応 関係方面に今の御意見を伝えておきます。

出席者意見 第4条第3項の地域コミュニティという言葉、そして第21条の自主防災組織等ですか、これはどういう類のものかというかちょっとよくわからない。

委員会对応 市民の責務第4条の3項の地域コミュニティというのは、たとえば町内会や、学区の動きといった意味合いで、市民の目から見たという意味で市または地域コミュニティという表現をしている。後に出てくる自主防災組織は、団体という意味合いでの捉え方になっているので、地域コミュニティというよりも自主防災組織という言い方をしているが、主には町内会の防災防犯協会や、地域に限らず自主的な市民活動でNPO団体などやられているような防災ボランティアの活動されている組織を想定しているので、地域コミュニティという市民から見た場合の言い方と組織としての自主防災組織等というようなことで言葉を分けている。

出席者意見 第3条の岡崎市地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて策定されているということなので、防災計画というのは災害対策基本法の一部になるものか。また、条例の基本理念という言葉がありますが、条例の基本理念を防災計画に反映させるということは条例が法律を変更させるということになるのか。

委員会对応 地域防災計画に対する反映というのは基本的な理念ということになりますので、もちろんここに記載してあることがらはそこに含まれてくるが、防災基本条例が上

にあってその下に地域防災計画があるという関係ではなく、補完関係、横並びにあるというイメージをいただければと思う。防災基本条例は市民（自助）や事業者（共助）の部分で活動されるかたのところの法的根拠として作っている。

南部市民センター 4月25日(水)

出席者意見 阪神淡路大震災において、72%が圧死で亡くなった。まず耐震化が一番大事なことだと思うので力を入れていただきたい。何か具体的に動けるような対策を立てていただくとありがたいと思う。

委員会对応 市も本年度耐震診断の予算を拡充しているが、条例に市民の責務として載せることにより耐震診断等より進んでいくことを期待している。

出席者意見 耐震化はお金がかかるので、費用を低くおさえるためにシェルター及び耐震ベッドの補助金を岡崎市も出してほしい。

委員会对応 現在も上限90万円までの耐震改修に対する補助は制度としてあるが、周知が進んでないと思われる。ご指摘ご要望について、新しい災害対策の技術もどんどん進んでいるところなので、担当に話をして要望はあげていきたい。

出席者意見 第1条の目的に事業者とあるが、定義が必要ではないかと思う。一人から何万人もいる企業があるので、それを同じ事業者でくくるのは無理があるのではないか。

委員会对応 事業を行う者という意味となると非常に広く、大企業から個人経営に近い中小企業まで含めてである。それ以外にもさまざまな形で事業を行っている方々もあるので、ご指摘を受け止めて検討したい。

出席者意見 第3条の災害対策基本法に関するところで、「岡崎市地域防災計画を修正する場合は」となっているが、わざわざ修正するという文言を入れなくても、反映するということがいいのではないか。

委員会对応 地域防災計画は岡崎市防災会議が策定するという事になっているので、議会でこれをいつでも変更できるというものではない。地域防災計画と防災基本条例がそれぞれどのような立場であるのかというのは分かりにくい方も多いかと思う。補完関係にあるという説明をしたが、法律としての整合性もとらないといけないので、文言について改めて関係機関と調整を図もう一度検討したい。

出席者意見 災害時や非常時に、町内の組織が機能するのか、役に立つのか非常に不安である。防災力の診断を行い、この町はここが弱点ですよと専門家の立場から言ってもらい、防災力を高められないか。防災力診断基準を設けて弱点を明確にしたら我々もそういうものを対策に取り組んで行ける。

委員会对応 地域の防災力診断という非常に興味深いご提案をいただいた。市の担当とも調整を図りながら可能であるか、話をしたい。この条例でも第21条で地域防災組織への支援といったところで防災リーダーやボランティアコーディネーターの養成等、市の支援に努めなければならないと記述をしている。

出席者意見 市議会がいろいろ検討し苦労された条例文と思うが、この中でどれだけやられていてどういうふうに行っているか、実行計画のようなものが必要と思う。

委員会对応 条例だけあっても、実際に実行されなければ「絵に描いた餅」になってしまう。地域防災計画の中に市民がどうする、事業者がどうするということはあまり書かれていない。市が何をするのが計画として記載されているので、市民や事業者の自助、共助の部分を強調してこの防災基本条例として掲げている。計画で市の行うこと、条例で市民や事業者の皆さんが行うべきことを合わせて補完関係にあるというイメージで捉えている。

出席者意見 予防対策の文章で、「努めなければならない」という言葉がほとんどだが、努めなければならないということを悪く解釈するとやらなくてもいいという形になる。「努めなければならない」という言葉と「講ずる」や「する」という使い分けはどのようにしているのか。

委員会对応 防災基本条例は理念条例になるので、多くが「努めるものとする」という努力目標、努力義務と呼ばれるものである。市民や事業者に対する部分があるから、やらなければいけないということになると、市民の生活を制限してしまうことになりかねないので、市民や事業者に関わる部分は「努めなければならない」という努力目標的な表現になっている。行政や議会の部分で法的に定められていることは、しなければならぬというような表現が使われている。

出席者意見 第15条の雨水の抑制で、平成20年8月末豪雨で被災を受けた町から言うと、もっと厳しく規定をして欲しい。

委員会对応 第14条も含めこの条項は岡崎市独自の部分がある。災害の中でも水害は最近多く、少し強い姿勢をだしてはというご意見を受け止め、説明パンフレットなどで十分考えていきたい。

出席者意見 国土交通省の耐震化率でも90%にするなど、数値目標で行っている。努めるだけでは本当に務まることかということになるので、達成度を図る尺度があるのではないか。

委員会对応 基本条例に数値目標など書き込むことで、縛られてしまう面もあり書き込めない。防災計画等でできるだけ分かる目標を立てて整備をしていくような形を推進していかなければいけない。議会の責務で市の災害対策の執行の監視及び評価に努めなければならないと掲げています。評価ができる計画を立ててもらわないと議会も評価できないので、議会の責務としてしっかり行いたい。

出席者意見 8条が予防対策ではなく、基本の7条までのほうへ入るべきではないか。

委員会对応 情報の収集及び提供は予防対策に入れています。災害時及び災害前も含めどれだけ情報をきちんと正確に提供していくか。また情報を把握するかということが減災の非常に大きな要素であり、予防対策の一番頭にあげる。実際予防だけでなく、災害が起こっているときにもさまざまな情報提供が必要なのはご指摘のとおりであり、18条の避難対策の項でも避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の発令等実際に災害が発生しているときの情報の発信の仕方といったことを述べている。

出席者意見 7条の議会の責務の3号で「議会は被災状況の把握及び市民に対する情報発信に努めなければならない」とあるが、議会が頑張ろうという気持ちは分かるが、能力的に無理ではないか。

委員会对応 実際に災害が起こっている状況では難しいとは思いますが、復旧・復興に向けて議会として被害状況なども確認するとともに、市民の皆さんにも復興に向けた、復旧の状況等の情報発信も議会としての努めとして行う思いで入っていたる。

出席者意見 13、14、15条とあるが、額田の人にすれば、土石流はどう考えているのかと思う。列挙するのはよいが、突然16条に文化財がでてくる。どういう考え方で列挙がされているのか。

委員会对応 額田地区も岡崎市となり、山間部が非常に多くなった。地域防災計画でも土石流についての計画や対策はあるが、ここでは雨水の流出などの部分でまとまっているので、土石流の項目を入れたほうがよいのではという意見も委員会の議論の中であった。再度掘り下げてみたい。

出席者意見 第7条の中に「議会は災害対策への助言及び提言を行わなければならない」となっているが、2番の「議会は市の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない」と逃げているので、少なくともいつどのくらいやるのか決めておかないと、多分何もやらないうちに終わってしまうと思う。

委員会对応 議会の責務の条項は自分たちが自分たちのことを規定する部分で非常に委員会の中でもやりにくい部分があった。今後関係機関とも調整しながらどこまで議会の姿勢を入れることができるか検討し、我々の思いを載せられるようにしたい。

出席者意見 今までの行政の対応では、想定以上の被害に対応できない。もっと市にプッシュをかけるのが、議会の一番の役割じゃないかと思う。

委員会对応 災害に絶対安全というところはない。避難場所も変わってくるということは考えられるので、また地域の防災マップの作成等も含め、単に小学校だけでなくさまざまところで避難場所という形がとれれば市とそれぞれの事業所との協定なども含めて推進していくように私どももしっかりチェックしていきたい。

出席者意見 10条要援護者のところで、要援護者名簿もできているが、手を挙げた人だけで、先がない人やお年寄りはとても手を挙げない。そういうのをどうするのか。

委員会对応 広く困っている方があったら助けましょうという思いをご理解いただければと思う。

福祉会館 4月26日(木)

出席者意見 日本建築学界では防災という言葉は減災に変えましょうという方向で動いている。瓦れきも地元の皆さんにとっては宝物なわけで、瓦れきという表現は被災材という表現。除染は今の現状から100パーセントできないということで移染にすぎない。防災ということから減災という考え方に改めていただきたい。

委員会对応 平成22年11月に始めた時は、まだ減災という考え方はそれほど一般的ではなかったので、防災という言葉を使っていた。昨年3月11日の東日本大震災を境に減災という考え方が非常に重要であることは委員の中でも議論になり、この条例の中に減災という考え方を盛り込み条文素案を作った。都道府県等でも減災という考え方を強く出している条例はないと思うので、岡崎市からそういった情報を発信できればと思う。

出席者意見 10条において災害時の要援護者への配慮で、こういう時に起きるだろう家庭問題、夫婦問題とか働けなくなってしまうなど、そういったことが後になると思うが、そういうものがどこに組み込まれてくるのかお尋ねしたい。

委員会对応 平成24年2月に地域防災計画の修正が行われ、避難所等での女性への配慮をするということを計画の中に盛り込んでいる。要援護者と共に女性等にも配慮した形の避難所運営また災害時の対応といったものを進めたい。ここには女性という言葉が今入っていないが、検討したい。

出席者意見 第1章の総則と第2章3章4章との関係と伺いますか、2章3章4章については細かく記載がありますが、第1章との関係で第2章の第8条は第1章のどのことを言っているのかという関係がわかるといい。

委員会对応 条例の構成だが、第4条の市民の責務の第4項目で防災情報の入手の方法という言葉が入っており、これが第8条でも具体的な情報の収集及び提供として市民の責務にも定められている。9条が自主防災活動の推進だが、ここの各2項3項4項市、市民、事業者はと書いてあるが、この内容もそれぞれ第4条5条6条の市、事業者の責務の中に入っている。こういった形で条文の第2章以降の条文は第1章の責務、役割といったところに多くは重なっている。非常に重要な避難訓練のことは、あえて条項として出している。

出席者意見 条文だけでは非常に分かりにくい。

委員会对応 カラーの概要のパンフレットを作りましたが、これをボリュームアップして各条文の内容について詳しい説明パンフレットのようなものを作ろうと思っている。分かりやすい表現または絵やイメージができるような説明パンフレットの的なものも作っていく。

出席者意見 第4条市民の責務で、4条の9番にあたるが、日用品、医薬品、その他というところで物品などの確保という市民の責務で、医薬品についてはもう少し具体的に薬手帳などを書いてほしい。

委員会对応 理念条例でもあり、あまり具体的な名称等入れると、それに縛られることもあるので、説明パンフレットにももう少し具体的な薬手帳などの名称等も入れて、市民の皆さんが見てこの文章何を言っているのか分かるようなものも作りたい。

出席者意見 10条の2 災害時用援護者の協力とあるが、協力という言葉はちょっとおかしくないかと思う。

委員会对応 情報の収集のためという部分がある。災害時用援護者の支援制度もそうだが、個人情報に関わる場所なので御本人の協力、理解、承諾が必要になる。意味としては御本人が理解してちゃんと情報を提供していただかないと支援ができないと、自助の思いを入れた。

出席者意見 17条の4番に平常時から避難場所及び避難所の所在並びに避難経路を確認しておくという部分があるが、平常時に確認してもまったく意味がないのではないか。

出席者意見 市あるいは県が共催して水害マップ、防災マップを作ってもらった。常に平常時の状態と水がどれだけ来たかというところ、ここは50センチ、ここは1メートル、こういう順序で水が来たということも踏まえたマップを作り、町内に配っております。そういうことで常に防災になっている。地域で作ったらどうか。

委員会对応 18条第4項の平常時からというのは平常時の状態の経路という意味ではなく、普段の時に危ないかもしれないといったところをチェック、確認しておいてという意味合いです。平常時の状況を確認しておくという意味ではない。